

防府市新生児聴覚検査事業実施要綱

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 新生児や乳幼児期の聴覚障害を家庭若しくは医療機関において早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするため、防府市新生児聴覚検査事業（以下、「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、防府市とする。

(対象者)

第3条 新生児聴覚検査の対象者は、検査日において防府市の住民基本台帳に登録されている者の子で、生後1月までの乳児とする。ただし、市長が特に事情があると認めるときは、生後6月までの乳児とする。

(実施機関)

第4条 新生児聴覚調査を実施する機関は、市長と委託契約を締結した一般社団法人山口県医師会の会員が所属する医療機関又は市長と委託契約を締結した医療機関（以下「受託医療機関」という。）とする。

(実施方法)

第5条 新生児聴覚検査の実施方法は、聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)とする。

(受診票の交付)

第6条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出を受理したときは、届出者に対し新生児聴覚検査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。ただし、他の市町村で母子健康手帳の交付を受けている妊婦が、市に転入してきた場合についても交付するものとする。

(保護者に対する説明と同意)

第7条 受託医療機関は、新生児聴覚検査を実施する前に、別に定める説明書により保護者に対して説明を行うものとする。

(保護者への結果の通知)

第8条 受託医療機関は、受診票又は母子健康手帳への記入により保護者に結果を通知するとともに、今後の留意事項を保護者に対して説明するものとする。

(費用の請求)

第9条 受託医療機関は、新生児聴覚検査を実施したときは、委託契約に基づき、受診票を添付の上、市長に請求するものとする。

(新生児聴覚検査費用の支払い)

第10条 市長は、前条に規定する請求の内容を精査の上、適当と認められたときは、委託料を支払うものとする。

(精密検査実施医療機関への連絡)

第11条 受託医療機関は、精密検査実施機関に対し、要精密検査児に係る新生児聴覚検査の結果を、遅滞なく連絡し、精密検査を依頼する。

(精密検査)

第12条 精密検査実施機関は、山口県新生児聴覚検査事業実施要綱に準じて、受診状況の報告及び連絡を行う。

2 山口県新生児聴覚検査事業実施要綱に準じて、山口県から情報提供を受けた市は、要精密検査者のその後の経過等の情報を関係機関と共有し、フォローアップを実施するものとする。

(関係機関への周知)

第13条 市は、受託医療機関、精密検査実施機関、療育機関、児童相談所等の関係機関に対し、事業に関する周知を行うものとする。

(遵守事項)

第14条 受託医療機関は、新生児聴覚検査に伴う処置、検査、予後等について、保護者に対し適切な情報提供がなされた上で選択・決定ができ、検査の不安に対しても十分に対応できる相談体制を整備する。

2 市、受託医療機関及び療育機関の職員は、事業を実施するにあたっては、被検査児のプライバシーを保護することとし、事業により入手した情報を、事業の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。